第34回福島地方裁判所委員会議事概要

- 1 日時
 - 令和元年7月12日(金)午後1時15分
- 2 場所

福島地方裁判所 裁判員候補者待合室

- 3 出席者
 - (委員) 鹿子木康(委員長),遠藤東路,鞍田炎,宍戸宏行,千葉和 彦,堀切豊,望月栄里子,山﨑暁彦,吉成宣子(五十音順, 敬称略)
 - (説明者) 柴田刑事部総括判事, 佐藤民事首席書記官, 木村刑事首席書記官, 長沼事務局長, 平泉事務局次長, 阿部地裁総務課長, 菊池総務課広報係長

4 議事

- (1) 新任委員の紹介(敬称略) 伊藤栄紀委員,堀切豊委員
- (2) テーマ「福島地裁における裁判員裁判の運用状況及び課題等」 ア 説明者からの概要説明(柴田刑事部総括判事)

「裁判員裁判10周年―より多くの方に裁判員裁判に参加していただくために―」と題し、①全国及び福島の裁判員裁判の実施状況②日常生活や仕事などでお忙しい中、より多くの方に参加していただくための工夫③刑事裁判で意見を述べられるのかという不安を軽減するための工夫等について説明した。

イ 模擬評議

架空の刑事裁判(住居侵入・現住建造物等放火の自白事件,争点は量刑のみ)を題材としたDVDの上映及び係による要旨の読み上

げ等を実施した後, 法曹以外の委員を裁判員役とした模擬評議を実施し, 法曹の委員はこれを傍聴した。

(3) 意見交換の要旨

(委員長)

まず、模擬評議を体験していただいたことを踏まえ、裁判員となった方が不安なく意見を述べられるためにどのような運営をするのが良いかについて御意見を伺いたい。

(委員)

今日の模擬評議では、自分の感じたことを述べることが幼稚でないかとか、見識が低いような捉え方をされるのではないかとの不安を感じた。市民の感覚が大事なので、率直に感じたことを述べれば良いのですよと最初に教示してもらえたことで、話しやすいと思った。一つのことについて評議を重ねて、深まりが出てくることは良いと思うが、結論を考えるときには、後に評議したことのほうに引っ張られるように感じた。公平に考えることの難しさを感じた。

(委員)

お礼参りの不安の解消や、ストレスへの対応等、精神的負担を軽減することが重要であると考える。裁判員の氏名等のプライバシーは守られているが、裁判員にとっては、被告人と面と向かうこと自体が不安であり、町で顔を見かけられたり、因縁を付けられたりすることも問題となっている。単に裁判員を匿名にするだけなく、例えば目隠しの壁を設けるなど、事件関係者と顔を合わせないための取組が必要ではないか。

模擬評議の議論を踏まえての質問であるが、法律の知識があれば、 犯罪事実が認められて構成要件に該当していれば有罪であるというイ メージを持つことができるが、一般の方は、そもそも本件模擬評議の ような,被告人が事実を認めており量刑のみが争点の事案においても, 犯行に至る経緯などから,そもそも被告人を罪に問えるのかという疑 問を抱くこともあるのではないか。実際にそのような質問があった場 合に,裁判員の発言を萎縮させないために,裁判官はどのように対応 しているか。

(説明者)

最終的に被告人がどのような責任を負うべきかという方向に議論を 進められるようにしている。裁判員の方の意見に対し「それは関係あ りません」などと一蹴することは絶対にせず、出た意見を尊重して、 その意見を取り入れつつ、自然と議論が本筋に向かうようにしている。 (委員)

市民の方が裁判員になるに当たっては、専門知識がないまま裁判所に足を踏み入れること自体がプレッシャーになる。このプレッシャーや不安を解消させ、自由に意見を述べてもらうためには「市民の感覚を反映させる」という制度の目的を周知するほかない。裁判員を務める方は、初めて裁判所に来るのだろうし、不安で仕方がない。素人が刑事事件に関して意見を述べることは慣れるものでもない。より参加していただくためには、制度の趣旨や重要性のみならず、市民に求められているのは素人感覚で良いのだと周知していただくしかないと感じている。

(委員)

安心して意見を述べられる雰囲気について, 評議室で評議するとなった際, 通常は, どんなことを言えばいいのか, 立派なことを言わなければと身構えてしまうものだと思うが, 本日の評議では, まず柴田裁判官から「まず, 今日感じたことを話してください」との発言があり,素直に感じたことを話せば良いのかと, 肩の力が抜けて良かった。

初めの一言を話せば、次に発言する際にも、自然と発言ができると思う。

(委員)

全く同感で、裁判官の「口が渇いているでしょうから…」などという最初の発言で話しやすくなったと感じたことと、被告人の犯した事実について、非難の量に応じて刑罰を与えるという刑事裁判の目的を分かりやすく解説していただいたのが良かった。模擬評議では、周辺事情等から様々感じたことがあったが、刑事裁判の目的をきちんと説明してもらい、過去の量刑等も勘案しながらどのような刑で裁くのかという筋道に沿って考えられれば、多くの場合は議論が拡散することはないように感じた。

(委員)

検察庁においては、裁判員制度が始まってから、主張立証活動が裁判員に分かりやすいように様々な工夫を重ねてきているところである。裁判員制度の導入前後で収集する証拠の量に一切変わりはないが、法廷に持ち込む段階では相当に整理して、言葉遣いも分かりやすくしている。起訴状の記載も、聞いて分かりやすく不自然でない表現を用いている。証人尋問や被告人質問においても、あまり時間を掛けずに、検察官が立証したい事項を伝えられるようにしている。大きく変わった点として、裁判員がその場で聞いて分かる主張立証を行うため、ゆっくりと、分かりやすく話すという工夫がある。その他、審理を進めながらできるだけ裁判員の目を見て、裁判員が首をかしげているようなことがあれば立証を見直すなど、裁判員の様子を見ながら進めている。刺激的な証拠の扱いについては、議論のあるところではあるが、検察庁としては、被害者や遺族の立場や気持ちも忘れずに、必要な証拠については法廷で裁判員に見てもらうようにしている。

(説明者)

評議の冒頭では、裁判員に何の前提もなく感想を述べてもらうこと もあれば、量刑の基本的な考え方の説明から始めることもある。雰囲 気作りの点で委員から御意見を賜り、参考となった。

(委員)

二,三日の日程で、午前9時半から午後5時までの拘束があるということで、仕事が忙しいという理由が通用するのなら、自分ならばお断りしたいと思った。日程をパターン化してもらい、同じような都合の方が集まれば良いとも思うが、色々な方の意見を聞くという制度の趣旨からすれば、特定の立場の方や、単に融通の利きやすい方のみを呼ぶというのも違うのだろう。

実際に裁判員を務めた場合,自分の感情の揺れを整理しながら,様々な方と意見や時間を共有し、結論を出すことは尊いことだと思う。部下が選ばれることがあれば、参加させたいと思う。

(委員長)

元々の制度の趣旨が、国民の多様な意見を裁判に取り入れるという ものなので、忙しい方にも是非参加していただきたいという仕組みで ある。

(委員)

学生であることが辞退事由として認められているが,本大学においては,裁判員を務めることが公欠の理由となっている。

参加しやすくするための日程の工夫については、そもそも辞退の実態として、面倒で参加したくない本音があるとすれば、日程の工夫で解決できる問題ではない。参加するのは面倒かもしれないが、参加した先にそれを超えるような何かがあるという情報提供が良いのではないか。特に、裁判員制度が導入されたことによって変わった点、具体

的には市民感覚の反映や性犯罪の量刑の変化等,この10年間で刑事 裁判の何が変わったのかを情報提供してもらい,参加の面倒さに勝る ような意義が感じられれば、制度への関心が向くように思う。

(委員長)

裁判所としても、裁判員経験者に経験談を発信していただくことが 適切な情報発信だと考えており、定期的に裁判員経験者と法曹三者と の意見交換会を実施して、これを報道機関に取材・報道していただい ており、議事録はウェブサイトに掲載をしている。

これ以外にも、裁判官と裁判員が職場や団体にお伺いし、裁判員に体験を話してもらう出前講義も実施しており、引き続き、力を入れていきたいと考えている。

(委員)

裁判の日程が一日二日でないので、勤め人には参加が難しい印象である。特に中小企業には、本人に裁判員を務めたいという意思があっても、まとまった期間の休暇取得が難しい実態がある。どのように休暇取得し、どのように参加するかを考えるのは本当に難しいが、裁判所には制度の周知をしてもらい、裁判に参加する方に理解してもらうこと、何らかの制度を作っていただき、休暇取得できる環境を整備してもらうことが手っ取り早いと考える。

(委員長)

辞退の申出がある場合は柔軟に対応しているが、辞退事由の3割が 事業における重要用務を理由にしているところ、客観的には裁判員を 務めることができるが、心情としてやりたくないという方も含まれて いる可能性もある。雇用主の方には、従業員が裁判員を務めることに ついて、後押ししてもらえればありがたい。

(委員)

裁判を行う時期について、特定の時期を決めていただき、余裕を持って知らせてもらえれば、年度計画の中に予定として盛り込める可能性がある。決算期は企業によって異なるため、一概に月末が忙しいということも言えない。

(委員長)

毎年秋頃に発送される名簿記載通知に同封する調査票では,2か月間を参加困難月として特定してもらうことができる。

(委員)

どうしても裁判員を務めたくないという方もいる一方で,5月21 日の裁判員経験者と法曹三者との意見交換会の議事録を見ると,チャンスがあれば必ずやりたいと思っていた方もいるようである。大体の方は「どうしようか」という感覚ではなかろうか。その背中を押してあげることが大切ではないか。

統計によれば、裁判員を務めた方の9割は「参加して良かった」という感想を持っており、ここに制度に対する印象とのギャップがある。

私は仕事柄、就業規則を作ることがあるが、裁判員休暇に関する条項を入れる企業は相当多い。制度が始まった頃は、従業員が選ばれたらどうすれば良いのかと関心が高かったところ、現在はその条項が形骸化してきており「とりあえず入れておこう」という程度ではないか。

雇用主の理解を得るための書面については、イラスト等、視覚に訴えるようなもののほうが良い。直接参加率が上がるものでなくとも、 参加のための背中を押すツールになるのではないかと思う。

出前講義をされていることを伺ったが、このような取組に決定打というものはないので、考え得ることを色々と取り組んでいくほかない。 (委員長)

現在用いている雇用主への協力依頼書面は,裁判所の発想で作成し

たものであるところ,現在,商工会議所や中小企業団体中央会に対し, 雇用主側から見てどのような情報提供が良いのかについて御意見を伺 うなどしており、書面のブラッシュアップをする予定である。

(委員)

どのくらい前に裁判の日程が知らされれば職場の調整ができるのかということがある。職種によって、参加が無理な時期もあるだろうし、特定の時期に参加できる職種もあるだろうから、時期に応じて参加できる方の囲い込みのようなことができれば、制度として前進するのではないか。

参加したくない方々に対しては、経験者の感想を届けることが大事だと考える。裁判所としては、そのために何をすべきかを考えていく必要がある。裁判員経験者の記者会見の撮影等について協議がされていると聞いているが、経験者の声が国民に届き、制度が熟成されるための取組を進めていく必要がある。

(委員長)

選任期日の通知は期日の6週間前までにお届けすることになっており,これにより仕事の調整等をしていただければありがたいが,6週間前では遅いという実情があるのかもしれない。

本日頂いた御意見を踏まえ、より良い裁判員制度の運営に努めていきたい。

- 5 次回(第35回)開催について
 - (1) 日時

令和2年2月5日(水)午後1時15分とすることで了承された。

(2) テーマ

福島地方裁判所における要配慮者への対応等について

6 閉会